

令和8年1月23日

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公 印 省 略)

## 公 示

下記の内容により公募するので応募されたい。

なお、本公募に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

## 記

## 1. 件 名

情報通信関連の情報提供役務

## 2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 07・08・09年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

## 3. 応募条件

- (1) 契約相手方は、諸外国を含む市場動向及び技術動向について、ハイブ・サイクル(イノベーションの成熟度及び採用度を含む)のレポートを情報提供できること。(過去の実績等を証明できる書類を提示)
- (2) 契約相手方は、中立性及び公平性の確保のため、システムインテグレーター、システムベンダー等の事業を行っておらず、これらと資本関係がないこと(過去の実績等を証明できる書類を提示)。
- (3) 契約相手方は、本役務の類似案件、同様な業務経験を5年以上有していること。また直近5年以内に国内の官公庁、独立行政法人を含む公的機関において5件以上の契約実績を有していること。(過去の実績等を証明できる書類を提示)
- (4) 契約相手方は、グローバルな見地から情報提供を行うため、北米、欧州、アジア、オセアニアを含む地域における主要国の政府関連機関と5年以内に契約実績を1件以上ずつ有していること。(過去の実績等を証明できる書類を提示)
- (5) 契約相手方は、情報通信関連の各分野における専門家を3名以上有していること。なお、グループ会社に所属する専門家を含むことを可とする。(過去の実績等を証明できる書類を提示)
- (6) 契約相手方は、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO/IEC 27001」の認証を取得していること。(過去の実績等を証明できる書類を提示)
- (7) 業務従事者は以下の経験、資格、業績等を有すること。  
ア) 情報通信関連の各分野における専門家は、当該分野に関する資格・経歴又は過去の5年以上の業務実績を有すること。(本契約に従事する予定人員の名簿(名簿には役職名、氏名、年齢、勤務年数、経歴、資格、語学力、勤務の状況を記載)の提出。また、ア)については、当該資格の認定証(写し)を提示)

## 4. 応募要領

- (1) この公募に、応募を希望するものは、応募条件を満たすことを証明する資料、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを令和8年2月10日(火)の18:00までに提出しなければならない。
- (2) 問い合わせ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 電話03-3268-3111(代)

ア 仕様書等の交付場所、応募条件を満たすことを証明する資料等の提出先について

防衛省大臣官房会計課契約係 河野 内線20822 (庁舎A棟10階)

Email konoyut@ext.mod.go.jp

5. 資料提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載があった場合は、本公募の応募資格を失うものとする。
- (2) 資料提出に要する費用は、応募者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。
- (3) 提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

6. 提出資料の審査及び結果の通知

- (1) 資料の提出者は、提出資料について説明を求められた場合にはその都度説明をしなければならない。  
また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知する。

7. その他

- (1) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。